

# 柴田町子育て世帯訪問支援事業委託仕様書

## 1. 事業名

令和7年度柴田町子育て世帯訪問支援事業委託（債務負担行為）

## 2. 目的

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭又は妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

## 3. 支援対象者

支援の対象となる世帯は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいう。以下同じ）の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について養育を支援することが特に必要と認められる不適切な養育状態にある児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他町長が事業による支援を特に必要と認める者

## 4. 事業の内容

事業者は、支援対象者の家庭に訪問支援員を訪問させ、訪問支援員は次の各号の支援を実施するものとする。

- (1) 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行その他家事支援
  - (2) 乳児の沐浴介助及び育児支援、養育支援
  - (3) 家事又は育児に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言。ただし、保健師等専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
  - (4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策に関する情報提供
  - (5) 支援対象者や児童の状況及び養育環境の把握並びに町への報告
- 2 前項に規定する支援は、原則、保護者の在宅時に行うものとする。ただし、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、町長がその必要性を認め、保護者と受託事業者双方が合意した場合に限り、保護者不在時に支援を行うことができるものとする。

## 5. 事業者の決定について

当該事業は複数の事業者と随時委託契約を締結するものとする。

- (1) 契約書は町において作成し、事業者と委託契約を締結する。
- (2) 事業者が派遣する訪問支援員は、町が定める研修を受講すること。ただし、事業者において研修等を実施している場合は、その研修内容等がわかる資料等を提出の上、町が適当と判断した場合は研修を免除する。
- (3) 利用にあたっては、支援対象者の意見を聞いたうえで、事業者の中から町長が利用の決定を行う。

#### 6. 利用（サービス提供）時間、回数、期間等

- (1) 柴田町子育て世帯訪問支援事業訪問依頼書（別紙1）により事業者へ依頼する、
- (2) 利用期間等は、本事業の支援計画（サポートプラン）で定めた内容とする。
- (3) 実施日・実施時間は、下記のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りでない。  
月曜日から金曜日（祝日・振替休日及び12月29日から1月3日を除く。）  
午前9時から午後7時
- (4) 1回の派遣は1時間単位とし、合計1日2時間以内とする。1世帯年間48時間を上限とする。

#### 7. 委託料の額

委託料については、次に定める単価とする。（第2種社会福祉事業のため非課税）

1時間あたり	3,140円	（利用者負担が発生する場合は、その額を控除した額）
1回あたり	1,860円	
例）	1日1回 1時間の場合	5,000円（3,140円+1,860円）
	1日1回 2時間の場合	8,140円（3,140円×2時間+1,860円）
	1日2世帯 各1時間の場合	10,000円（（3,140円+1,860円）×2回）

#### 8. 支払方法

委託料から利用者負担額を差し引いた額を町が事業者に支払うものとする。

#### 9. 利用者負担額

利用者負担額は、柴田町子育て世帯訪問実施要綱別表第1に定める額とし、利用者が受託事業者に直接支払うものとする。

#### 10. 訪問支援員の要件

訪問支援員は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者で、町長が適当であると認めた者とする。

- (1) 保健師、助産師、看護師、准看護師又は保育士
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護福祉士その他政令で定める者の資格を有する者
- (3) 旧訪問介護員3級以上の資格を有する者

(4) 民間事業者に所属し、又は個人事業主として一般家庭を訪問し、調理、掃除又は洗濯等の家事援助に10回以上従事した経験を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は訪問支援員として登録することはできない。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

#### 11. 事故への対応

業務により生じた事故及び損害については、町に故意または重過失のない限り事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。また、業務により生じた事故等について、遅滞なく口頭及び書面により町に報告しなければならない。

#### 12. 体制の確保

事業実施にあたっては、次のとおり職員を配置すること。

(1) 本事業の責任管理者を配置すること。

(2) 訪問支援員の相談指導体制を確保すること。

(3) 苦情相談窓口を設け、責任者及び担当者を配置すること。

#### 13. 記録の整備

事業者は、利用者に対する支援に関する諸記録を整備し、当該支援を実施した日から5年間保管しなければならない。

14. 本仕様書に明示していない項目については、国が定める子育て世帯訪問支援事業ガイドラインに準じて実施するものとする。

#### 15. 報告書及び委託料の請求について

事業者は、本事業の履行日の翌月10日までに、次の書類を町に提出する。

子育て世帯訪問支援事業実施報告書（別紙2）

子育て世帯訪問支援事業確認書（柴田町子育て世帯訪問支援事業実施要綱様式第5号）

子育て世帯訪問支援事業連絡票（別紙3）

受注者は上記書類を基にした検査を受けた後に委託料の請求を行う。

16. この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、町と事業者が協議の上、決定することとする。